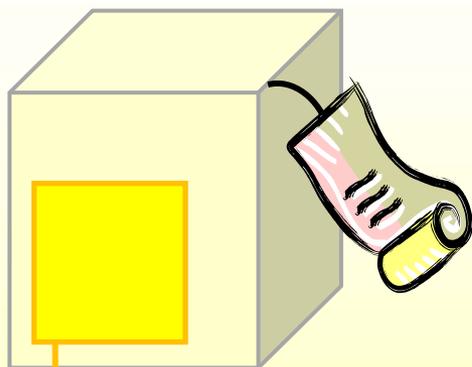


販売に供する食品について、栄養成分の含有量等を表示する場合には、健康増進法に基づく栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。



<適用対象>
容器包装及び添付文書

栄養成分表示 1袋(75g)当たり

エネルギー	390kcal
たんぱく質	5.3g
脂質	19.1g
炭水化物	49.1g
ナトリウム	311mg

<適用の範囲>

販売に供する食品(営業者が購入し、または使用するもの及び生鮮食品(鶏卵を除く)を除く)

<栄養表示をする際の必要表示事項>

100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位当たりの熱量及び主要な栄養成分の量(一般表示事項という)を表示

- 熱量(エネルギー)
- たんぱく質
- 脂質
- 炭水化物 (糖質及び食物繊維でも可)
- ナトリウム

<誤差の許容範囲>

熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
-20%~+20%

《例:たんぱく質》

